

現場代理人の常駐が必要な期間について

福島市発注工事では、工事請負契約約款第 10 条第 2 項に基づいて、現場代理人が工事現場へ常駐することを義務付けていますが、下記のとおり契約工期内において現場への常駐が必要な期間等を整理しましたのでお知らせします。

1. 現場代理人の常駐義務

次の①～④の期間以外は原則として現場代理人の常駐が必要です。

「常駐」とは、作業期間中(土日等の休工日を除く)、相当な理由がある場合を除いて、常に工事現場へ滞在していることを意味する。

- ① 契約後の準備期間や他契約工事の関係等で、工事(起工測量、資機材搬入、伐根除草等の準備工を含む)に着手していない期間
- ② 発注者から工事の全部について中止命令が出された期間(全部ではなく一部中止の場合は常駐が必要です)
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④ 完成検査日から履行期限までの期間(修補が必要な場合、修補期間については常駐が必要です)

2. 常駐が必要な期間において常駐が免除される場合

上記1の「相当な理由」とは、次のような理由をいい、このような場合は、現場代理人の常駐を免除する。ただし、現場を離れる時間は必要最低限とし、いずれの場合であっても1日に1回以上は現場に行き、現場の運営、取締りを行うものとする。

また、現場代理人は、現場を離れる前に行き先、帰場予定時刻を会社又は当該現場のその他の職員に伝えるとともに、常に携帯電話等で連絡が取れるようにすること。

なお、労働安全衛生法等に定められた安全衛生責任者、作業主任者等の配置は現場代理人不在時でも適切に行われるようにすること。

- ①当該工事に関する発注者、関係機関等との協議・打合せ等
- ②上記以外で当該工事施工に関して、やむを得ず工事現場を離れる場合
例:発生土の残土捨て場の状況確認、資材置き場の在庫確認、品質検査等

3. 兼任配置が認められる場合

「現場代理人の常駐義務緩和措置取扱要領」に基づき、現場代理人兼任届を福島市に提出して認められた場合には、複数の工事の現場代理人を兼任することができる。

4. 常駐が必要な期間において1日以上現場を離れる場合の対処方法

休暇(法定休暇・法定外休暇)の取得などで、やむを得ず1日以上工事現場を離れる場合、現場代理人(病欠休暇等のときは受注者)は事前(または当日の朝)に滞在できない理由、代役の氏名(元請社員に限る)、連絡方法等を監督員に報告し、監督員等からの連絡に対していつでも対応できるようにするものとする。

この場合の代役は、当該工事現場の運営、取締りを行うものとするが、工事請負契約約款第10条第2項で定めるその他の権限は行使できないものとする。

なお、産前産後休暇、育児休暇、病気療養等により現場代理人の不在が長期にわたる場合は、事前に現場代理人の変更を行うものとする。

参考図

